

随意契約理由書

工事名称：南大阪湾岸流域下水道 北部水みらいセンター 3号焼却炉外電気設備工事

工事場所：泉北郡忠岡町新浜三丁目地内

本工事は、北部水みらいセンターにおける3基の焼却炉（1号、4号、5号）に関連する汚泥貯留設備の監視制御設備について、3号焼却炉の撤去に合わせて改造（機能増設）及び4号焼却炉の監視制御設備について改造（機能増設）を行う工事である。

今回機能増設する監視制御設備は、システム構成や各機器とのインターフェイス、データ伝送に伴う信号処理方法などに関して、製作会社が独自に開発設計した制御技術、信号処理技術を採用し、北部水みらいセンターの監視制御機能を満足させるために特別に製作されたものである。そのため、本工事における監視制御設備の改造（機能増設）には、設計・製作者の管理保有する技術が必要であり、その機能確認にあたっては、既設システムを含めた北部水みらいセンターの監視制御全体の機能動作を掌握した上で行う必要がある。

従って、本工事を施工するにあたっては、当該システムの設計、製作、据付及び試運転調整を実施した株式会社明電舎関西支社が唯一施工可能な企業であるため、同社より見積りを徴収することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により、同社と随意契約を締結するものである。